

資料：許可の種類、許可を要しない者

1 許可の種類

事業内容	許可の種類
産業廃棄物の収集運搬	産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物の処分	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物の収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物の処分	特別管理産業廃棄物処分業

収集運搬を行う場合には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出場所及び運搬先を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の両方の許可が必要です。

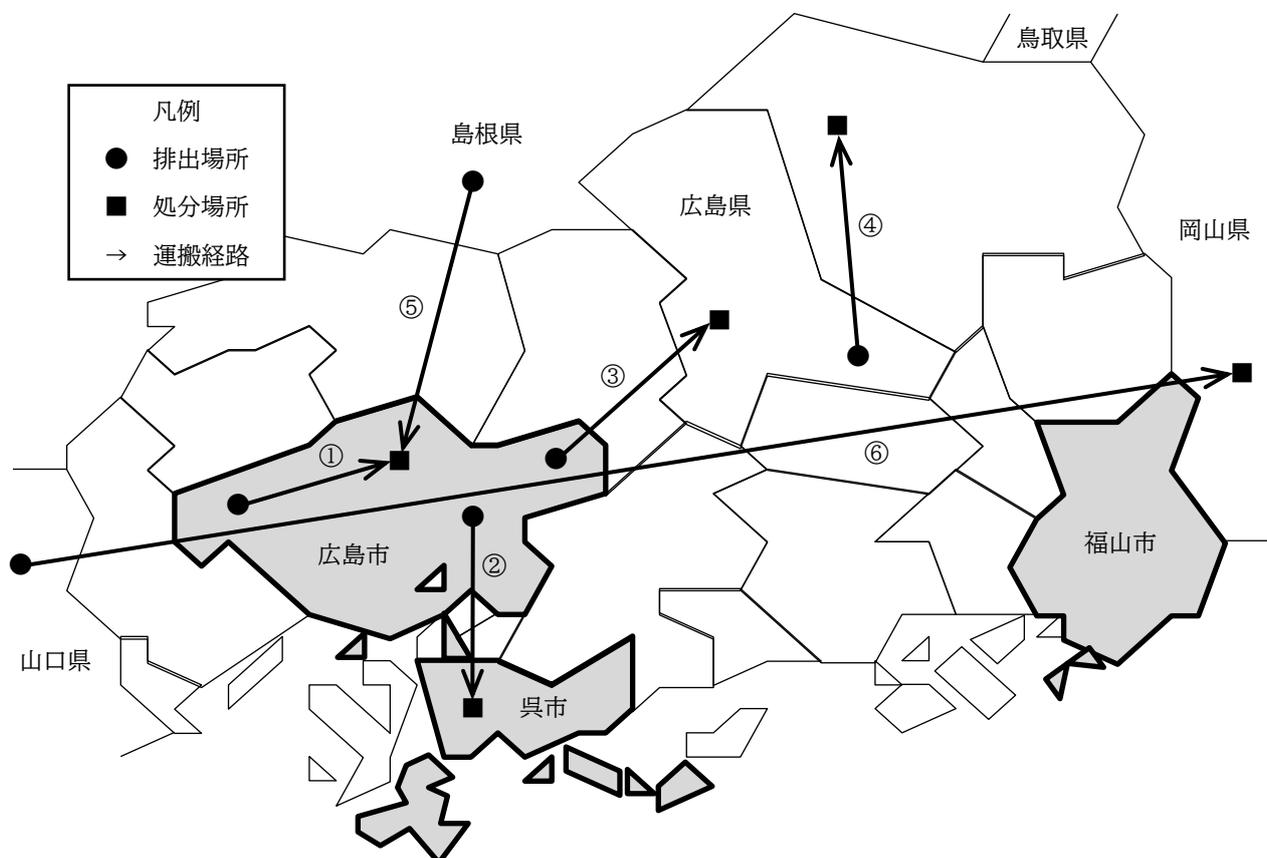
なお、原則として、一の政令市を越えて収集運搬を行う場合の許可は都道府県知事が行うこととされているため、政令市長の許可が必要となるのは、①一の政令市のみで収集運搬を行う場合、②政令市域内で積替え保管を行う場合です。

また、処分を行う場合には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分場所を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可が必要です。

収集運搬業の許可の有効範囲

		政令市の許可状況		
		許可有		許可無
		積替え保管有	積替え保管無	
県の許可状況	許可有	政令市域を除く県域（県許可） 政令市域（政令市許可）	※原則、該当なし	県内全域（県許可）
	許可無	政令市域のみ（政令市許可）	政令市域のみ（政令市許可）	

収集運搬業の許可が必要な県・市（例）



番号	排出場所	処分場所	収集運搬の形態	許可が必要な県・政令市
①	広島市	広島市	—	広島市
②	広島市	呉市	広島市及び呉市に積替施設を有しない場合	広島県
			広島市に積替施設を有し、呉市に積替施設を有しない場合	広島県、広島市
			呉市に積替施設を有し、広島市に積替施設を有しない場合	広島県、呉市
			広島市及び呉市に積替施設を有する場合	広島市、呉市
③	広島市	広島県	広島市に積替施設を有しない場合	広島県
			広島市に積替施設を有する場合	広島県、広島市
④	広島県	広島県	—	広島県
⑤	島根県	広島市	広島市に積替施設を有しない場合	島根県、広島県
			広島市に積替施設を有する場合	島根県、広島市
⑥	山口県	岡山県	—	山口県、岡山県

※広島県内の政令市・・・広島市、呉市、福山市

2 許可を要しない者

(1) 産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第14条第1項、第6項、施行規則第9条、第10条の3等）

- ① 自らその産業廃棄物を運搬又は処分する事業者
- ② 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者
- ③ 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ④ 再生利用されることが確実であると都道府県知事（政令市は市長）が認めた産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者であって、都道府県知事（政令市は市長）の指定を受けた者
- ⑤ 広域的に収集運搬又は処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集運搬又は処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- ⑥ 国（産業廃棄物の収集運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ⑦ 広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター
- ⑧ 日本下水道事業団
- ⑨ 産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑩ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑪ 動物系固形不要物（食料品製造業において原料として使用した牛の脊柱に限る。）のみの収集運搬を業として行う者
- ⑫ と畜場においてとぎつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物のみの収集運搬を業として行う者
- ⑬ 動物の死体（牛に限る。）のみの収集運搬又は処分（化製場に限る。）を行う者
- ⑭ 環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を行う者
- ⑮ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が定める期間に産業廃棄物を適正に収集運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が指定する者
- ⑯ 産業廃棄物の再生利用に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の2）
- ⑰ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の3）
- ⑱ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑲ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けた者（法第12条の7）

(2) 特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第14条の4第1項、第6項、施行規則第10条の11、第

10条の15等)

- ① 自らその特別管理産業廃棄物を運搬又は処分する事業者
- ② 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ③ 国（特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ④ 特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑥ 環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を行う者
- ⑦ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に収集運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が指定する者
- ⑧ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の3）
- ⑨ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑩ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けた者（法第12条の7）

(3) 家電リサイクル法第49条に基づく特例

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）の4品目が廃棄物となったものをいう。）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を業として行う小売業者又は指定法人等
- ② 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を業として行う製造業者又は指定法人等

(4) 小型家電リサイクル法第13条に基づく特例

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の規定に基づき、使用済小型電子機器等（小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行う認定事業者
- ② 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行う者

(5) 自動車リサイクル法第122条に基づく特例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の規定に基づき、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化物品（自動車破砕残さ等）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 使用済自動車の収集運搬を業として行う引取業者又はフロン類回収業者
- ② 使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う解体業者
- ③ 解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う破砕業者
- ④ 特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う自動車製造業者等
- ⑤ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う指定再資源化機関等

(6) 再資源化事業等高度化法に基づく特例

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）の規定に基づき、環境大臣から再資源化事業等の高度化に係る認定を受けた場合は、許可が不要となります。

- ① 高度再資源化事業
- ② 高度分離・回収事業
- ③ 再資源化工程の高度化

（類型によって不要となる許可が異なります。）